

# 新型コロナウイルス感染症に関する支援制度

## 対象者のうち、PCR 検査を希望する方の費用を一部助成します

### 検査

新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び重症化を予防するために、高齢者や基礎疾患で治療を受けている方を対象に、本人希望による検査費用の一部を原則1人1回、市が助成します。検査は、2月と3月に実施します。

問合せ 健康づくり推進課 TEL 21-3300 IP 050-5528-5180

#### 【対象者】

日立市民で、次の①②のどちらかに該当する無症状の方で、検査を希望するかた

#### ① 65歳以上の方

\*昭和31年3月31日以前に生まれた方

#### ② 64歳以下の基礎疾患がある方

- 慢性閉塞性肺疾患・慢性腎臓病・糖尿病・高血圧・心血管疾患で受診している方
- 肥満（BMIが30以上）の方  
\*BMI = 体重kg ÷ (身長m × 身長m)

#### 【検査方法】

だ液によるPCR検査。自宅で採取しただ液（検体）を提出します。詳細は予約後に通知します。

#### 【自己負担金】

**3,000円**

\*検査当日にお支払いとなります。生活保護を受給している方は無料（予約の際にお申し出ください）。

#### 【検査日・予約受付日】

各日定員 50人程度

2月の検査日 (午前9時～正午)	予約受付日 (午前9時～午後5時)
1日(月)	1月25日(月)
3日(水)	1月27日(水)
8日(月)	2月1日(月)
10日(水)	2月3日(水)
15日(月)	2月8日(月)
17日(水)	2月10日(水)
22日(月)	2月15日(月)
24日(水)	2月17日(水)

\*3月の検査日・予約受付日は2月5日号の市報でお知らせします。

\*定員に満たない場合は、予約受付日の翌日以降も受け付けます。

#### 【申し込み】

予約受付日に電話で、健康づくり推進課  
TEL 21-3300 IP 050-5528-5180 へ

### 新成人

## 記念品発送、レンタル衣装などのキャンセル料補助

2021年日立市成人祝への参加を予定していた新成人に対し、記念品を発送します。また、レンタル衣装などのキャンセル料を補助します。

問合せ 生涯学習課 内線 631

#### 成人祝記念品の発送

**対象者** 令和2年度中に20歳になる方で、次のどちらかに該当するかた

- 令和2年11月1日現在日立市に住民登録がある
- 令和3年1月10日までに生涯学習課に案内状送付希望の連絡をした

**記念品** オリジナルクオカード・市内公共施設無料券

**発送日** 令和3年1月下旬（予定）

#### レンタル衣装などのキャンセル料を補助

**対象者** 成人式に出席するために、衣装などをレンタルしキャンセル料を支払った方

**補助金額** キャンセル料の全額（限度額20,000円）

**申請方法** 2月1日(月)から3月1日(月)までに、提出書類すべてを直接か郵送で、生涯学習課へ

\*郵送は3月1日(月)当日消印有効

\*持参は平日の午前8時30分から午後5時15分まで

**【提出書類】** ①は記念品に同封しています。

①補助金交付申請書

②衣装等のレンタル申し込み（料金を支払ったこと）が確認できる書類の写し

③キャンセル料が確認できる書類の写し

④申請者本人名義の通帳またはキャッシュカードの写し

## 申請をお忘れなく

# ひとり親世帯臨時特別給付金

## 給付

市では新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯を支援するため、「ひとり親世帯臨時特別給付金」を支給しているところですが、影響が長期化していることを踏まえ、基本給付を受けた方に対して給付金の再支給を行っています（これから基本給付の申請を行う方も対象）。

**\*すでに「基本給付」を受けている方には、令和2年12月24日(木)に再支給しました。**

支給を受けるには、まずは「基本給付」の申請が必要です。

下表の基本給付②③、追加給付の対象となる方で、申請がお済みでないかたは、

**2月26日(金)までに、忘れずに申請してください。**

	対象者	給付額	給付日	支給方法	申請
基本給付	① 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方	1世帯	支給済	児童扶養手当で指定している方法で支給	不要
	② 公的年金給付などを受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方 *児童扶養手当に係る所得制限限度額を下回る方に限ります。	50,000円			
	③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった方	第2子以降 1人につき 30,000円			
追加給付	上記①・②の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少していると申し出があった方	1世帯 50,000円	令和2年8月下旬以降、随時支給	申請書で指定した方法で支給 *原則、指定の口座への振込	必要

**申請方法** 所定の申請書に必要な書類を添えて、直接または郵送で、子育て支援課にご提出ください。

**問合せ** 子育て支援課 内線 338

## 固定資産税・都市計画税の減免

### 申請は2月1日(月)まで

**\*当日消印有効。期限を過ぎた申告は受け付けることができません。**

**対象者** 令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の売上高の合計が、前年同期間と比較して減少している中小事業者等

**対象資産** 事業用家屋及び償却資産（土地は除く）

**減免の基準**

売上高の減少率	減免の割合
30%以上 50%未満	半額免除
50%以上	全額免除

\*売上高の減少率が30%未満の場合は対象外

\*令和3年度償却資産申告書を併せて提出してください。

\*詳しくは、市のホームページをご覧ください。

**問合せ** 資産税課 内線 385



## 緊急総合相談窓口

新型コロナウイルス感染症に関してお困りの方からの相談を受け付けています。

**日時**

平日：午前8時30分から午後5時15分まで  
土・日曜日、祝日：午前9時から午後5時まで

**場所**

日立市役所1階… IP 050-5528-5027  
多賀市民プラザ1階… IP 050-5528-5197